

2025年度公立大学法人会津大学障がい者就労施設等からの物品等調達方針

2025年7月8日

1 趣旨

障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達をより一層推進する。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ・ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 生活介護事業所
 - ・ 就労移行支援事業所
 - ・ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 「障害者基本法」に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
 - ・ 重度障がい者多数雇用事業所

（要件）障がい者の雇用者数が5人以上

障がい者の割合が従業員の20%以上

雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

3 調達方針の適用範囲

調達方針は、法人全体に適用する。

なお、物品等の調達にあたっては、下記の物品・役務の品目分類を参考とする。

種別	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、封筒、名刺等
	② 食料品	パン、弁当等
	③ 小物雑貨	衣服、食器類、花苗等
	④ その他の物品	家具等上記以外の物品
役務	① クリーニング	クリーニング等
	② 清掃・施設管理	清掃、除草作業等
	③ 情報処理、テープ起こし	ホームページ作成、データ入力等
	④ 飲食店等の運営	売店、レストラン等
	⑤ その他の役務	仕分け、発送、梱包等上記以外の物品

4 調達推進方法

(1) 情報収集

障がい者就労施設等が提供可能な物品等については、福島県ホームページ等から情報収集を行う。

(2) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達については、公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第31条第1項第8号に定める「随意契約とする特別の事由がある」ものと認める。

(3) 共同受注窓口の活用

共同受注窓口である「※福島県授産事業振興会 <http://f-jusan.jp/>」を積極的に活用する。
※県内の障がい者就労施設等を利用する人々の生活処遇を高めるため、自主、委託生産及び販売にわたる共同受注・発注等に取り組んでいる団体。

(4) 障害者優先調達推進法等の周知

職員一人一人が物品等の調達に際して障がい者就労施設からの調達を心掛けられるよう、障害者優先調達推進法等についての周知徹底を図る。

5 調達目標

調達の目標額は、前年度の調達実績額を上回る額とする。

6 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後、取りまとめて公立大学法人会津大学ホームページにおいて公表する。